

福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市生活交通確保バス運行補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めによるほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

（趣旨）

第2条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第10条第1項に定める生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）において、すべての市民が健康的で文化的な生活を営むために必要な最低限度の移動手段を確保することを目的とし、生活交通の確保に必要な支援として行う補助金の交付に係る事項について定める。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

2 前項の定めがない、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）**補助対象期間** 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

なお、補助対象初年度においては、補助金の交付を受けようとする交付開始日より会計年度末の3月31日までの期間をいう。

（2）**運賃外収入** 地域からの協賛金、寄付金及び停留所や車両など事業者が所有する設備を媒体として生じる広告収入など、事業者が補助対象路線を運行することで得る運賃以外の収入をいう。

（3）**運行経費** 当該補助路線の運行に要する費用であり、別表1に示す内容を含むものとする。

（4）**地域キロ当たり標準経常費用** 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（地域公共交通確保維持改善事業）に規定され、国土交通省が通知する計画認定申請に係る地域標準経常費用のうち最新のものをいう。

（5）**事業者キロ当たり経常費用** 補助対象路線における補助対象期間の運行経費を、補助対象期間の実車走行キロで除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

（特別対策区域の指定要件）

第4条 条例第9条第1項に定める特別対策区域の指定について、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況として、次の各号に掲げる事項若しくはこれに準ずる事項を把握するものとする。

（1）路線の廃止等に伴う生活交通の確保のために地域住民が積極的に関与すること。

（2）地域及び公共交通事業者、行政等で構成する協議の場が設けられていること。若しくは、地域主体による生活交通確保に関する住民協議会等が設置されていること（以下「協議会等」という。）

（3）前号に定める協議会等において、生活交通の確保に係る公共交通の利用促進の取組が検討、実施されていること。

2 生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域とは、当該地域における人口の分布や高齢化の進行、丘陵地等の地形条件、地域住民から生活交通の確保に関する要請等、総合的に地域の実情を踏まえ、特別対策区域の指定を行うものとする。

（特別対策区域における支援等）

第5条 この要綱において、条例第10条第1項に定める特別対策区域における生活交通の確保のために必要な支援とは、乗合運行に係る収支差額について予算の範囲内で補助金の交付を行うことをいう。

2 条例第10条第2項に定める特別対策区域における生活交通の質の向上について、次の各号に掲げる事項について努めることとする。

(1) 生活交通（通勤、通学、通院、買い物など）の利用者の実態に即した運行計画とすること。

(2) 運行内容を検討するため公共交通事業者との連携を行うこと。

3 条例第10条第3項に定める市民等及び公共交通事業者が、特別対策区域における生活交通の確保に関する施策を共働して推進するため、地域における自主的な利用促進策の取組や運賃外収入の確保など、可能な限りの協力を図るものとする。

（補助対象運行内容）

第6条 補助対象となる運行内容については、次の各号のいずれかを限度とするものとし、その運行内容については、協議会等で定めるものとする。

(1) 運行回数について、1運行系統当たり1日15往復以内とする。

(2) 運行車両について、1運行系統当たり1車体制による運行とする。

（補助対象経常費用）

第7条 補助対象経常費用は、地域キロ当たり標準経常費用と事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に運行路線の実車走行キロ数を乗じて得た額とする。

（補助対象経常収入）

第8条 補助対象経常収入は、補助対象事業期間中の運行路線における運賃収入とする。

（補助対象経費）

第9条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と補助対象経常収入の差額とする。

（補助金の額等）

第10条 補助金の額は、補助対象経費から運賃外収入を除いた額を限度とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。ただし、運行路線において国庫補助金及びその他の補助金等の交付を受けている場合においては、これを除いた額を限度とする。

（補助対象事業者）

第11条 補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「補助対象事業者」という。）とし、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

（補助金交付申請）

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第1号による補助金交付申請書を市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業に関するバス運行事業計画書及び収支計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容の審査を行った上、適当と認められる場合においては、速やかに補助金の交付を決定し、様式第2号による交付決定書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 1 4 条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な事項を除き、様式第 3 号による交付決定変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第 1 5 条 市長は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更に行い、様式第 4 号による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第 1 6 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況の報告）

第 1 7 条 補助対象事業者は、市長の請求があったときは、速やかに様式第 5 号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 1 8 条 補助対象事業者は、毎月の運行日数、利用者数、運賃収入等について翌月の 1 0 日迄に市長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業期間の終了後、速やかに様式第 6 号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 1 9 条 市長は、前条第 2 項に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第 7 号による確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助対象事業者が、交付申請を行った補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった内容に応じ、市長は決定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。

この場合において、補助対象期間の末日（3 月 3 1 日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。

ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（補助金の請求）

第 2 0 条 補助対象事業者は、市から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 8 号による補助金交付支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 2 1 条 市長は、第 1 9 条において確定した補助金を前条による補助対象事業者からの請求に応じて交付するものとする。ただし、補助対象事業者からの請求があり、市長が特に必要と認めるときは、運行実績内容に応じて、補助事業対象期間終了前に補助金の一部を交付することができる。

2 前項の補助金の一部交付は、各四半期経過後の運行実績状況に応じて行い、年度最終となる第 4 四半期にて精算するものとする。

(届出)

第22条 補助対象事業者は、バス路線を廃止若しくは休止し、又は第6条に定める運行内容を変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
ただし、軽微な事項については、この限りではない。

(事業の見直し)

第23条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後4年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合は、その結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

また、見直しの検討にあたっては、協議会等において地域の実情並びに特性に配慮をしながら、代替事業の検討及び車両規模・運行時間・便数・運行日時等の運行内容について協議・検討し、需要に応じた必要最小限の生活交通を確保する。

(経営改善の実施)

第24条 補助対象事業者は、経営改善の実施に努めなければならない。

(補助金の整理)

第25条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第26条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30条。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じる。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会を行うため、申請書又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第27号 福岡市生活交通確保バス運行補助金の交付に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成26年度の予算に係る福岡市生活交通確保バス運行補助金から適用する。

(実施要領)

- 3 この要綱の規定に基づき、個別に定める必要がある事項については、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付実施要領を別に定める。

(取扱要領)

- 4 この要綱の施行にあたっては、特別対策区域における生活交通の確保に係る施策の基本要綱とし、その他、各特別対策区域における個別事項については、必要に応じて取扱要領を別に定める。

(期間)

- 5 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。
なお、この要綱に基づく施策において、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合においては、この要綱の終期について延長できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。
この要綱は、令和 2年 7月3日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 3年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 7年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7年 4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

別表 1

第3条第2項第3号の運行経費は、下記の内容を含むものとする。

人 件 費	・ 現業部門の従業員にかかる給料、手当、賞与、退職金、法定福利費、厚生福利費及び臨時雇用人件費等。 ・ 本社その他の管理部門の従業員にかかる人件費
燃料油脂費	・ 路線を運行する車両に係る燃料費及び油脂費。軽油引取税等含む。
減価償却費	・ 路線を運行する車両に係る減価償却費
保 険 料	・ 運行に係る諸保険料（自動車損害賠償責任保険料含む。）
修 繕 費	・ 外注による車両及び運行に要する設備の修繕費及び自家修理に係る動力費、部品材料費、タイヤチューブ費、備消耗品費等。 修繕のための積立金を含む。
設備管理費	・ 運行に要する設備の設置に伴う費用（道路占用料、民地使用料等） ・ 利用者周知のためのチラシ、時刻表等の作成及び設置に要する費用。
租 税 公 課	・ 固定資産税、自動車税等の租税等。
その他経費	・ 現業部門及び本社その他の管理部門に係る経費で上記以外のもの。

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
（又は氏名）

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則（昭和 4 4 年福岡市規則第 3 5 号）及び福岡市生活交通確保バス運行補助金補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

本件申請にあたり市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）等の納付状況を調査することにより確認することに同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額	
-------------------	--

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のあった 年度福岡市生活交通確保バス運行補助金について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市生活交通バス運行補助金（路線名）
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第3号を提出をもって市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）及び福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱の定めを遵守すること。

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金交付変更申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
（又は氏名）

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額	（変更前）
	（変更後）

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって変更申請のあった 年度福岡市生活交通確保バス運行補助金について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市生活交通バス運行補助金（路線名）
- 2 補助内示金額（変更前） 円
（変更後） 円
- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - （1） 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第3号を提出をもって市長の承認を受けるべきこと。
 - （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - （4） この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - （5） その他福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）及び福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱の定めを遵守すること。

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金状況報告書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

（又は氏名）

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の状況報告について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 福岡市生活交通確保バス運行補助金（路線名）
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業実施収支計算書（実施額、差額）
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助事業進捗率

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
（又は氏名）

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 福岡市生活交通確保バス運行補助金（路線名）
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業経費収支計算書
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - ア 補助金の交付決定額
（補助金の既交付額）
 - イ 補助金の精算額
- 5 事業目標に対する評価及び取組内容

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付の 年度福岡市生活交通確保バス運行補助金対象事業実績報告書をもって実績報告のあった標記補助金について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市生活交通確保バス運行補助金（路線名）
- 2 補助確定金額 円
- 3 補助条件
 - (1) 福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）及び福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年度福岡市生活交通確保バス運行補助金交付支払請求書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

（又は氏名）

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定（交付決定）のありました標記補助金について、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

- | | | |
|---|-------------|-----------------------|
| 1 | 補助事業名 | 福岡市生活交通確保バス運行補助金（路線名） |
| 2 | 請求対象の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |
| 3 | 精算（概算）払い請求額 | 金 円 |
| 4 | 振込先 | |